

令和2年度第2回坂井市子ども・子育て会議 議事概要

日時	令和3年1月27日（水） 午後7時～
場所	坂井健康センター1階会議室
出席者	委員：石川会長、水野副会長、村中委員、佐藤委員、平田委員、宮崎委員、 児島委員、明間委員、徳山委員、長侶委員 事務局：西次長兼課長、結城参事、矢尾参事、江川課長補佐、 木村課長補佐
欠席者	1名
協議事項	(1) 令和3年度認定こども園の実施について (2) 令和3年度教育・保育事業、放課後児童クラブ事業申込状況について
資料	資料1-1 私立幼保連携型認定こども園 いと勢認定こども園の概要 資料1-2 私立幼保連携型認定こども園 まごころ認定こども園の概要 資料1-3 私立幼保連携型認定こども園 三国松涛こども園の概要 資料1-4 私立幼保連携型認定こども園 坂井松涛こども園の概要 資料2-1 令和3年度保育園等入園児童数 資料2-2 令和3年度保育園別新規入園希望者状況一覧 資料3 令和3年度放課後児童クラブ登録児童数

1. 開 会

2. 会長あいさつ

【会長】

出席委員数の確認。11名のうち1名欠席。過半数以上の出席のため会議を開催。傍聴人なし。

3. 議題

(1) 令和3年度認定こども園の実施について

①認定こども園への移行について <資料1-1～1-4>

【事務局より説明】

【会長】

今年の4月から幼保連携型認定こども園に移行するという園が4つあるということである。ただいまの説明について、ご質問やご意見はあるか。

なお、私からの補足として、幼保連携型認定こども園の移行というのは県知事の認可であるので、既に、県のほうに移行にあたっての申請書類等が出されていると承知している。

【会長】

正式な認可は3月中、年度内に出るのかどうか。

【事務局】

県の審議会のほうに諮り、3月には正式な認可が下りてくるという見込みである。

【委員】

定員について、1号認定の人数が少ないのかなど。要望がどのくらいあるのか分からなく、微増という形で受け止めているが、入りたい方が入れないということはないのか。あと、認定こども園の特性として、子育て支援の一部を担うというところもあるかと思うが、どのようなことをされていくのか決まっていたら教えていただきたい。

【事務局】

1号認定の定員に関しては、来年度の申し込みの中では、まだ周知がそこまでされておらず、定員を超えるような申し込みはなかったということになる。今後、就労形態が変わるようなタイミングで周知することで定員に近づいていくのか何とも言えないが、今のところ、1号の定員数が少ないというような認識ではない。

それと、子育て支援の内容については、この4園とも、まずは一時預かり事業を行い、あとは園開放などを通じて、子育ての親子触れ合い・交流の場を提供し、併せて相談事業もしていくということで、計画を出していただいている。

【会長】

そのとおりで、法律上、幼保連携型認定こども園は、子どもの保育・教育は勿論だが、子育て支援事業を行うことが規定されているので、その役割はきちんと、計画書の中に明記されていることと承知している。

【委員】

子育てを支援していくなかで、新たに別の職員さんが入るという体制になっているのか。それとも、今いる先生が同じように支援していくのか、教えてほしい。

【事務局】

子育て支援に関わる部分としては、こども園としては専任化をするように国のほうから指導を受けているので、専任化をして子育て支援事業にあたっていただけるものと思っている。

【委員】

定員が増えている園が2つあると思うが、定員が増えると保育士さんが増えるのか。それと、あと2つの園は定員を同じようにしてあるが、それは条件があるということなのか。

【事務局】

坂井松涛こども園と三国松涛こども園については、保育士の数的にも面積的にも大丈夫ということで、定員を増やしていただいていると承知している。

【会長】

幼保連携型認定こども園というのは移行されると、もう、保育園という制度ではなくなり、幼

保連携型認定こども園という制度になる。その幼保連携型認定こども園において、そこに勤める先生方は、これまでは保育士という職名だったが、移行された後は全て、保育教諭という職名に切り替わる。

それで、配置の基準というのは法律で決まっているので、だいたい、保育士と一緒にではあるが、子どもの数に応じて保育教諭を配置しなければいけないとなっているので、その辺も全て計画書の中に反映されていると思う。

【会長】

移行まであと2カ月ちょっとということだが、現在、利用されている方への、それから、これから利用しようとしている方への周知というのは、各園にお任せするのか。それとも、市として何かアクションを起こすのか。

【事務局】

申し込み時点で、来年度にこども園に移行する予定であるということは、しおりの中で伝えているが、詳しい内容については、各園において入園説明会等で説明をさせていただいていると承知している。

【会長】

3歳以上児については、基本、無償であるので、あまり変わらないかなと思うが、1号認定なのか2号認定なのかというところについては、これから利用されようとする人は、色々、書類を整えなければいけないところであるので、周知されることが望ましいと思う。

【委員】

幼稚園になると、管轄は文科省となっている。公立の幼稚園では、入学する前には、大体こんなことを勉強するとかいうようなことがあるのだが、私立の場合には、就学前の勉強というか教育というか、そういうことは何かあるのだろうか。

【委員】

多分、どの園もあまりされていないのではないかな。就学までには育ててほしいという姿があるので、そのような活動はしているけれども。

平仮名を教えたり書かせたりというのは、今あまり、どこの園もされていないと思う。好きで伸びていく子はいるし、そういう興味を持たせるぐらいで良いかなと思っているので、どこまでという区切りはないと思う。

【委員】

公立の場合だと異動があり、先生方は、どこの園に変わっても同じ思いで、5歳児、就学前ということで、小学校に向けて色々、ねらいを持って保育されているなどと思う。

私立の園に関しては、各園各園カラーがあり、目指しているものが違うなというのをとても感じている。

だから、それは市として指導するものではないし、園ごとのポリシーというか、そういうものを持って子どもたちを指導・保育されているなどというものがあるので、小学校と幼保、連携しな

がら話していただけたらと思う。

【会長】

幼児期の教育というのは種別がどこであっても同じことで、幼稚園であっても認定こども園であっても保育所であっても、そこに求められている教育の役割は同じである。そのことは、保育の基本となる幼稚園教育要領でも認定こども園教育保育要領でも保育士保育指針でも全く同じことが書かれているので、どちらが上とかどちらが下とかという、教育があるとかないとかいう、そういう議論は、もう終わっているところである。

従って、各園にしてみると、必ず小学校に送る書類というのがあって、保育所ならば保育所児童保育要領、今度の認定こども園ならば、こども園幼児要録といったものが、必ず各園から小学校のほうに送られてくると思う。学校のほうでは、ぜひ、各園から送られてくる、子どもの育ちを記録したその書類を見ていただいて、小学校からの教科型の学習に、それを生かしていただきたい。

だから、幼保連携型認定こども園に移行したからといって、何か急に教育的なものが追加されるとか、教育色が強くなるとか、そういうお話ではないと思う。

今回の保育園は、これまでも、教育の役割は担ってきたかと思うので、それが改まって幼保連携型で、幼稚園児タイプのお子さんも、保育園児タイプのお子さんも、同じ場所に通うことができると。

仮に、在園中に親御さんが仕事を始めたり、あるいは仕事をやめたりしても、もう転園をする必要がなくなるということで、書類だけのやり取りをもって、その園にずっと在園することができるというのが、幼保連携型認定こども園の一つのあり方だと思うので、そこでの地域での役割を果たしていただくといいなというふうに思っている。

【委員】

これからは、制度として全て、こども園に変わっていくのだろうか。保育所としては残らないのか。

【事務局】

平成27年度に、国が法改正に基づいて子ども・子育て支援制度というのを作り、そこに認定こども園とか保育所、幼稚園、認可保育園といった施設がある。

私立園の場合だと、経営されている法人が、いかにその住民サービス、保育にとってどの施設がいいかという選択を、今後していくような形になると思う。

だから、今の段階では無くなるか無くならないかは何とも言えないが、あくまでも坂井市にとって、どういう施設になったらいいのか、それから、その経営者にとって、どういう施設が保育として望ましいのかを考えたうえで、今回、このような移行する園もでてきたという状況である。

【委員】

公立園においては、どういうお考えなのか。今後の予定というか。

【事務局】

坂井市では、平成28年度から幼保一元化となったが、認定こども園を新たに作るというので

はなくて、例えば丸岡町では、幼稚園と保育園を合体した独自の幼保園という形で、園の数を整理し、保育士の受け入れを行ってきた。

そのような中で、認定こども園にするかということになると施設要件がある。全ての園での予定はないが、新設した保育所、例えば坂井こども園や雄島こども園、この2つについては新たな形でやっているの、新旧の制度併せた中で、いかにより良いサービスが提供できるかということで、施設管理上、整えているという状況である。

【会長】

4園の移行にあたっては、この子ども・子育て会議で何かを決めなければいけないとかということではない。委員からいただいたご意見を記録として残すことになるが、移行することに何か影響するわけではないと思うので、よろしくお願ひしたい。

(2) 令和3年度教育・保育事業、放課後児童クラブ事業申込状況について

①教育・保育事業について <資料2-1、2-2>

【事務局より説明】

【会長】

ただいまの説明について、ご質問やご意見があれば、同じようにお願ひしたい。いかがでしょうか。

【委員】

資料2-2について、89%が第一希望で入園できるということはとても素晴らしい実績だと思う。ただ、園を選べる今の時代、入れなかった方々というのは、それなりの不満を持っていたり、そういう声も実際聞いたりしたこともある。

それで、園を振り分ける際に、どういった基準で決められているのか。例えば、他の市町村で言うと、保護者にも明確に分かるポイント制とか、そういった形で見える化しているところもあるかと思うが、坂井市では、どういった基準でそれが確定されて、保護者にも納得いただけるようなものになっているのか、確認させてほしい。

【事務局】

坂井市では、保護者の就労状況とか家庭の状況、学校区、そういったところを加味している。例えば、就労の方だったら就労見込みの方よりも高く算定するなどして、そのような中で調整を行っている。また、第3希望までに入れなかった方には直接、電話などで説明をさせていただいている状況である。

【事務局】

見える化の捉え方にもよるが、坂井市では数字上できちんと算出している。ただ、どうしても数字だけでは失礼なので、電話などでそういったことを説明させていただいている。

【委員】

資料2-1で定員を超えている園がいくつかあると思うが、資料2-2の入園予定者数のところの「外」と書いてあるのは、第1・第2・第3希望以外のところに入られるということだと思
うのだが、定員を超えてもそこで受け入れざるを得なくなった園があるのかなど。

例えば、坂井こども園は135の定員に対して148の入園数なのだが、「外」と書いてある方
が3名いらっしゃる。調整にすごく苦労されているなどと思うが、保護者とのやり取りの中で、ど
のように調整されたのか、具体的にお聞きしたい。

【事務局】

保護者の希望をできるだけ叶える形で調整をさせていただくが、どうしても、低年齢児、小さ
い子においては、その希望が通らないということがある。その中で、まだこの園であれば受け
入れができるかなと思われる園で調整をさせていただいている。どこかの園には必ず入れるよう
に、調整をしている形である。

【会長】

なかなか調整は苦労されているかと思う。現行の坂井市の状況では、どちらかというと、定員
数は公立園のほうが多く持っている。しかし実際は、私立園のほうに少し、お子さんの受け入れ
をお願いしているという状況だから、これからは少し、何か手を加えていくかどうかというところ
だろうが、難しい判断かなと思う。

【会長】

それと、私立園のなかで、定員を多く受け入れてくださる予定の園があるようだが、これは、
大丈夫なのだろうか。

【事務局】

定員の弾力化の中で、120%を超えないというところで、待機児童の解消対策として国が認
めているので、その中でやっていただいているというところである。

【委員】

私の園も、定員よりちょっと多く今年度も受け入れをしたが、坂井市の方と何度も相談させて
いただいた。

来年度も、部屋の的にちょっと大変かなとは思いますが、希望されている方のお聞きしたとき
に、一人でも多く受け入れてあげないといけないかなという思いもあり、少し無理したところも
ある。実際に今のところ、安全に健康を考えて、子どもたちも楽しく過ごしているので、来年度
も大丈夫かな、みんなで頑張ってみようかなと思っている。私立では職員は変わらないけど、頑
張ってくださいとお願いした。だから、頑張ろうと思う。

【事務局】

ありがとうございます。

【会長】

新しい子ども・子育て支援制度の中で、言葉遣いについて、難しいというか混乱するところが

ちょっとある。

資料2-1の下のところには、総計の欄に保育園部とか幼稚園部とかいう言葉があって、2号3号とか1号という言葉がある。このようにして書くと、幼稚園部のお子さんは幼児教育を受けて、保育園部では受けないような、誤解をされてしまうような懸念もまだある。

だから、1号認定というのは従来の幼稚園児タイプのお子さんのこと、2号認定というのは保育園児タイプで3歳以上のお子さんのことである。それで、3号というのは3歳未満のお子さんのこと。

実際は、1号認定のお子さんとは2号認定のお子さんというのは同じ3歳以上のお子さんとして、同じ部屋というか、同じクラスの中で保育を受けることになる。だから、そこで経験することは1号認定の子も2号認定の子も全く同じことをされるので、常に私は、幼児期の保育と呼んでいる。

繰り返しになるが、種別を問わず、どこの園に通っていても、同じねらいを持った教育・保育を受けるというのがこの新しい制度であるので。表に書き出すと難しい話になるけれども、同じ教育・保育を受けるということで、ご理解をいただきたい。

【会長】

よろしいか。それでは、また新年度の様子を見させていただきたいと思う。

(2) 令和3年度教育・保育事業、放課後児童クラブ事業申込状況について

②放課後児童クラブ事業について <資料3>

【事務局より説明】

【会長】

ただいまの説明について、何かご質問があればお願いしたい。

【委員】

児童クラブの中の職員について、1人当たりの児童数とか条件は市内一律なのだろうか。コロナ対策で、今年度は教室も狭く、校舎のほうにも広げて使っていただいたような状況もあったのだが、そういった床面積とか人数とか細かい規定というのはあるのか。

【事務局】

職員の基準としては、国が定めているのは、20人に1人、職員を置くということなのだが、公立のクラブでは、だいたい10人に1人ぐらいは職員を置いているような状況である。

面積にも基準があり、1人当たり1.65㎡は確保するということである。今年度はコロナもあったので、割とそれよりも広く余裕を持った部屋で、活動したり換気をしたり、いろいろ工夫してやっているかなというところ。その基準を満たした中での運用という形で、させていただいている。

【委員】

希望される方は、全て入れるようになっているのか。また例えば、保護者の雇用形態によって

長期を希望していなかったが途中で長期を希望したりとか、途中で利用したりとか、そういった受け皿というものはあるのか。他の市だったら抽選とか、そういった声も聞くので。坂井市の現状を教えてほしい。

【事務局】

希望される方の全員が利用できるかということ、まず、審査を行い、家庭の中で見ることができるなという状況があれば、その方には不承諾の連絡をさせていただいている。

そのほか、通年で利用したいという申し込みの方でも、就労状況を確認していく中で、長期休暇のみの利用でいいかなという方には、通年で希望を出したけれども長期という承諾を出す形になっている。

例えば、入会時では長期休暇としていたが、途中から親の就労状況が変わった場合は、その書類を見て、通年で該当すると思われるお子さんについては延長利用できる範囲で通年に変更ということはさせていただいている。

それと、年度の途中で新たに入りたいという申し込みがある場合には、各クラブと連絡・調整する中で、受け入れできる限りは受け入れをしてみたり、空きがある民間の児童クラブを紹介したりといった形を取らせていただいている。

【会長】

ほか、いかがでしょうか。どうぞ、お気づきの方から。

【会長】

この子ども・子育て会議の中でも、児童クラブの受け入れ、見込数とか、実績については色々課題になったことがある。そこのところ大体、受け入れは収まりつつあるのか、地域によって違いはあるのか、どうだろうか。

【事務局】

来年度の登録児童数は、今年度より申し込みの方が少なくなっているクラブが多いけれども、春江小学校区については、子どもさんが横ばいか、ちょっと増えているというぐらいの状況にあるので、学年の持ち方とか振り分けを工夫して、見られる範囲で受け入れをしようという感じである。

【会長】

今年度と比べて、少し児童数が減っているという意味では、調整への幅が、少しは余裕ができたということか。

【事務局】

坂井市では、一律に上から落とすとか抽選でとかそういったことはしておらず、必要な子どもさんは全て受け入れをしたいなという考えで審査もしている。これからも、受け入れする場所をどうしようか工夫しながら預かっていきたいと思っている。

【会長】

保育園やこども園とは違って児童クラブであり、どうしても小学校区に収めないといけないところがあるから難しいかもしれないが、調整をお願いしたいと思う。

【会長】

あと、いかがかでしょうか。よろしいか。

【会長】

この議題については、ご意見をいただくということであるので、何かを決めなければいけないということではない。よろしいか。

4. その他

【事務局より説明】

【会長】

事務局からの報告のとおり、本年度は本日2回目の会議をもって終了ということである。この2回の会議にご出席をいただき、何か、お感じになったことはあっただろうか。

【会長】

私も何年も関わらせていただいているが、確かに、施設としては公立の施設があつて私立の施設があるけれども、同じ坂井市の子どもを育てていくという意味、それからどんな子であってもやっぱり健全に育ててほしいという我々の思い、どこも一緒だと思う。

そういう意味で、確かに、設置運営形態は違うけれども、公立園と私立園が、共に子どもを育てるといふその方向性で、これからも保育のあり方とか保育の質の向上について、お互いに何か研鑽をしようような、そういう機会がもっともっと、これから作れてくるといいなあということをおもっている。

【会長】

それから、保・幼・小の接続というのは、今、大きなテーマになっているので、小学校の先生も交えた、両方の研修というか合同の研修みたいなものを、私はもっとやっていいと思う。

先ほどの話のとおり、様々な子どもの育ちを支える資料が、要録という形で各園からあがってくるので、その読み方をどうするかということ一つとってみても、これは大きな研修のテーマになってくると思う。

その接続という意味、生活の連続、学びの連続という意味から、ぜひ、就学前のところと小学校というところで、連携した研修会とか勉強会とか、意見交換会、これは校区毎でもいいと思うので、そのようなことをこれから何か一つ、できたらいいなあと思っている。

【会長】

この年度、皆様のお力添えをいただきながら進めてきた。お礼を申し上げる。それでは、事務局のほうに進行を戻させていただきます。

5. 閉会

【副会長あいさつ】

皆さんも同じだと思うが、コロナですごく神経を使いながらも、こうやって子どもたちと携わって、笑顔を見ているとすごく癒されて、そういう私がすごく幸せである。

これからも、たくさん勉強して、保護者の良き相談相手になっていきたいと思っている。これからもよろしく願いしたい。

(閉会)